令和６年度
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
事業所集団指導資料

成田市福祉部高齢者福祉課

1.令和６年度介護報酬改定について（地・総）

令和６年度介護報酬改定にて、変更となった主な事項について以下のとおりとなります。

●管理者の責務及び兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

●書面掲示規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業所は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければなりません。（令和７年度から義務付け）

●身体拘束廃止未実施減算の新設

身体拘束の更なる適正化の措置を講じていない場合は、減算が適用されます。詳細については、P9「12.身体拘束の廃止について」を参照してください。

●高齢者虐待防止措置未実施減算の新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は、減算が適用されます。詳細については、P10「13.虐待の発生又はその再発を防止するための措置について」を参照してください。

●業務継続計画未策定減算の新設

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画の策定し、周知及び見直しを行うこと、またこの計画に従った研修や訓練を実施していない場合に減算が適用されます。（令和７年３月31日まで経過措置有）詳細については、P11「14.業務継続計画未策定減算の導入について」を参照してください。

2.「電子申請届出システム」の活用について（地・総）

介護事業所の事務負担軽減の観点から、厚生労働省において「電子申請届出システム」が整備されました。

「電子申請届出システム」を活用することで、①新規指定申請、②更新申請、③その他申請届出（休止・廃止届出等）、④加算に関する届出 について、オンラインで成田市へ提出することができます。

添付書類を含めて、オンラインで申請（届出）書類を提出することができ、紙で出力しご提出いただくよりも事務負担は軽減されますので、「電子申請届出システム」をご活用ください。

当システムの操作方法につきましては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

○厚生労働省ホームページ（介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化）
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

3.加算の届出について（地・総）

加算を算定する事業所は、算定する月の前月の 15 日（閉庁日の場合は直近の日）までに、所定の様式を提出してください。また、以下の加算については、提出方法が異なりますので注意してください。

●介護職員等処遇改善加算（令和６年６月より、介護職員（等特定）処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されたもの）

加算を算定しようとする事業者は、毎年、加算の計画書を提出してください。通常は算定する月の前々月の末日が提出期限となっていますが、令和７年４・５月分については、介護保険最新情報 vol.1346 号（令和７年１月 21 日付）より令和７年４月 15 日を提出期限とする予定の通知が出ているため、本市についても同日を提出期限とします。また、様式等につきましては、ホームページに掲載してありますのでご活用ください。加算を算定した事業所は翌年の 7 月末日までに実績報告書を提出する必要があります。

※令和７年６月以降に算定する場合は通常どおり、加算を算定する月の前々月の末日までに計画書の提出をお願いします。

●サービス提供体制強化加算

令和４年度までは、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」及び「職員割合算出シート」の提出によって、次年度も算定できるよう取り扱っておりま

したが、令和５年度以降は、上記の提出を不要とし、各事業者において職員割合を満たしていることを確認し記録することで、加算を算定できるよう取り扱っています。加算を新たに算定、終了する又は加算区分を変更する場合は、提出してください。

●事業所評価加算（介護予防通所介護相当サービスのみ）
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）」が示されたことにより、令和 6 年 4 月 1 日から事業所評価加算は廃止となりました。

●ADL 維持等加算（地域密着型通所介護のみ）
加算を新たに算定する事業所は、算定する月の前年同月に「ADL 維持等加算の〔届出〕の有無」の提出が必要です。

4.名称等の変更の届出等について（地・総）

事業所の名称等が変更した場合は、市に対し届け出を行う必要があります。なお、ご提出に際しては、添付書類を含めてオンラインで提出することができる「電子申請届出システム」をご活用ください

5 運営指導における指導内容について（地）

市では、地域密着型サービスの指定事業所に対して、指定有効期間に 1 回以上の運営指導を実施するため、毎年いくつかの事業所を訪問しています。

運営指導では、人員基準、職員の雇用の実態、運営規程や契約書等の内容、利用者が受けているサービスの内容等について、記録書類などをもとに確認していますので、日頃から書類の適切な保存に努めてください。
以下は、近年実施した運営指導の流れと指摘の事例です。なお、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）については運営指導を実施しておりませんが、指摘の事例については参考にしてください。

＜運営指導の流れの例＞
①指導予定日の 1 ヶ月程度前
指導を行う日程、対象施設、必要書類等について市から通知いたします。
事業所の皆様は、指導に係る事前提出書類や記録の整理を行ってください。

②指導予定日の１週間程度前
事業所より市に対し、事前提出書類（※）を提出していただきます。

③指導当日
指導員が訪問しましたら、受検する部屋へ案内の後、指導を開始します。基本的に、事前に提出のあったチェックシートの項目に沿って、記録等を確認いたします。時間は１サービスあたり１時間程度を目安とし、最後に簡潔な講評をして、指導は終了となります。

④指導後
事業所に対し、指導の結果を通知します。その通知内容に従い、書類の修正や提出等の対応をお願いします。

※勤務形態一覧表（勤務実績表）、従業員の雇用契約書・賃金台帳、運営規程、入所契約書・重要事項説明書の様式、自己点検シートの写し　就業規則等

＜運営指導での指摘事例＞

●内容及び手続の説明及び同意等
運営規程および重要事項説明書と事業所の運営実態に以下のような相違がある。
・サービス提供時間について、実際の事業所の実態と異なる。
・介護サービス単位、利用料金、利用者負担額の記載がそれぞれ誤っている。

●勤務体制一覧表（勤務実績表）
・人員が基準より不足している。
・届出が必要な人員変更があったが市への届出がされていない。
・異なる事業所間で３つ以上の職種を兼務している。

●従業員の雇用契約書
・非正規雇用から正規雇用になった職員の雇用契約書が更新されていない。
・雇用が継続しているにも関わらず、雇用契約書が更新されていない。
・勤務時間数から考えて、雇用保険に加入すべき人が加入していない。

●運営規程
・変更の届出が必要な事項について、変更届が提出されていない。
・通常の事業の実施地域の記載に不足がある。
・人員の記載に誤りがある。

・「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がない。（令和６年４月１日より義務化）
・利用者等が確認できる位置に設置、掲載されていない。

●契約書や重要事項説明書
・加算の金額に関する計算式に誤りがある。
・職員体制の表記が正確でない。
・苦情担当窓口に介護保険課が記載されている。
・苦情担当窓口に記載してある千葉県国保連合会　介護保険課苦情相談窓口の受付時間に誤りがある。
・令和６年度介護報酬改定後の加算の表記及び説明に誤りがある。

●個別サービス計画
・個別サービス計画作成後、利用者への説明は行っているが同意欄にサインをもらっていない。（利用者本人が自書できない場合は、家族等の代筆可。）

●勤務体制の確保
・研修実施時の記録（議事録等）がない。

●事業所情報
・運営推進会議での事業所の評価結果が公表されていない。
・ＨＰや広告、チラシの情報が更新されていない。

6.運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について（地・総）

運営推進会議は事業者が自ら設置し、利用者の家族や地域住民の代表者等に，提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的とします。介護・医療連携推進会議は、これらに加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有し、介護と医療の連携を図ることを目的とします。
なお、感染症等の影響で通常どおりの開催が難しい場合は、資料を作成し運営推進会議の委員へ配布するようお願いします（書面での開催）。

●開催頻度の目安
＜概ね２カ月に１回以上＞
認知症対応型共同生活介護，地域密着型介護老人福祉施設
地域密着型特定施設入所者生活介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多

機能型居宅介護
＜概ね６カ月に１回以上＞
認知症対応型通所介護，地域密着型通所介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●構成員の例
①利用者または利用者家族
②地域住民の代表者
③市職員又は地域包括支援センター職員
④提供しているサービスに対して知見を有する者
の各分野から１名以上選出。介護・医療連携推進会議は，それに加えて地域の医療関係者から１名以上選出。
※③について，地域包括支援センター職員のみが参加する事業所については，市でも開催状況を把握しておきたいため、議事録を提出するようお願いします。

●議題の例
議題については一律の決まりはありませんが、下記のようなものがあげられますので参考としてください（すべてを議題とする必要はありません）。
・利用状況の報告（利用者数、平均介護度、イベントの開催、地域と交流等）
・事業所への要望・助言などの意見聴取
・職員研修の実施状況報告
・ヒヤリハットや事故等の報告と防止に向けた改善策
・運営上の課題
・利用者の健康管理に係る取り組み
・前回の運営推進会議で聴取した要望・助言への対応の報告

7.外部評価について（地）

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所については、外部評価を実施することとされております。実施方法は下記のとおりですので、引き続きのご対応をお願いいたします。

●認知症対応型共同生活介護
外部評価機関による外部評価を実施してください。評価結果については、WAM－NET に評価結果を掲載するほか、市に提出し、事業所やホームページにおいても公表してください。

令和３年度介護報酬改定により、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する方法での実施が可能となりました。当方法で外部評価を実施した場合、回数緩和の適用ができなくなりますのでご注意ください。

●小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は「全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会」の作成した様式等を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「一般社団法人 24 時間在宅ケア研究会」の作成した様式等を参考にして、事業所における職員の自己評価と運営推進会議の委員等による外部評価を実施し、事業所の改善につなげてください。また、評価結果については、市に提出の上、事業所やホームページにおいても公表してください。なお、感染症等の影響で通常どおりの開催が難しい場合は、運営推進会議の委員へ書面を送付し外部評価を受けてください（内容の確認ができない項目については記載不要です）。

8.地域密着型サービス事業所における市外利用者の受入れについて

地域密着型の事業所は基本市内の方のみ利用可能ですが、特別な事情があり市が同意した場合に限り、市外の方も利用が可能となる場合もあります。しかし、市での同意を得ないまま利用を開始してしまう事例や、住民票のある自治体を把握しないまま利用を開始し、請求時のエラーで市外の方と判明した事例もありますので、市外の方の受入れを検討する場合は、必ず市へ相談してください。

9.介護サービス相談員派遣等事業について

市では，介護サービス相談員（６名）を月２回（基本的に第２，第４火曜）午前中に事業所に派遣しています。

●活動目的・内容

介護サービスが提供されている場を訪ね、利用者の日常的な不平、不満、疑問を聞き相談に応じたり、利用者の生活の観察や、サービス提供事業所のサービスの実態を把握し、問題の発見や提起、解決策の提案等を通じて、苦情を未然に防ぎ改善の途を探ります。利用者とサービス提供事業者の両者の橋渡しをしながら、問題改善等介護サービスの質的向上のために活動します。

●活動の流れ
①訪問の約３週間前　事業所へ訪問の依頼をします。
②当日　　10 時から 11 時の間、ご利用者のお話を伺います。
③後日　　事業者へ聞き取り内容の報告をします。

●活動背景
　平成 12 年に介護保険制度が始まり、介護サービス利用が行政による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行したことで、介護保険制度に定める利用者の権利擁護のために創設された事業です。介護保険法の地域支援事業に位置付けられており、介護サービス相談員派遣等事業の実施について（令和２年５月 29 日付け厚生労働省老健局計画課長通知）に具体的な活動内容が記されています。

10.事故報告について（地・総）

　事業所において、成田市介護保険サービスに係る事故報告取扱要領第３条に記載されている事由が起きた場合、市に対して、事故報告書（市ホームページ掲載）により引き続き速やかな報告をお願いします。また、事故のあった利用者の保険者が成田市以外の場合は、その保険者にも連絡をし、必要に応じて事故報告を行ってください。

【成田市介護保険サービスに係る事故報告取扱要領（抜粋）】
第3条　事業者は，次に掲げる事由があるときは，市長に報告をするものとする。
⑴ 事業者側の過失の有無は問わず，サービスの提供（送迎，通院の間の事故並びにサービスの提供時間外に事業所内で発生した場合を含む。）により利用者が怪我をしたとき（医療機関での治療を要したものに限る。）又は死亡事故が発生したとき。
⑵利用者が病気等により死亡した場合で，死因等に疑義が生じる可能性のあるとき。
⑶利用者が事故発生から一定の期間を経て死亡したとき。
⑷ 利用者が離設したとき。
⑸ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症のうち，一類感染症，二類感染症及び三類感染症を原則としたものについて，サービスの提供に関連して発生したと認められるとき。ただし，他の法令等に届出義務の定めがあるときは，これに従うこととする。

⑹ サービスの提供に関わる職員（従業者）に法令違反，不祥事等が発生したとき。
⑺ 前各号に掲げるもののほか，報告が必要と認められるとき。
※報告の必要性に疑義が生じた場合は、ご相談ください。

事故報告書を作成する際の留意点について
・５Ｗ１Ｈでの記載を心掛けてください。
・バイタル、SPO2 等を記載する場合は、通常時の数値も記載してください。
・事故発生前後の経過を記載する際は、前兆、処置、親族等への報告やその後の経過等を具体的に記載してください。
ヒヤリハットは十分に検証を
・ヒヤリハットが発生した場合は、事故につながらないよう十分に検証を行ってください。
苦情対応について
・対応を統一できるよう、マニュアル作成や研修等の取組を行ってください。

11.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

標記の交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の整備や、老朽化に伴う大規模修繕等に活用できる国の交付金です。手続きは、市を通じて行います。
毎年 5 月頃に、国（厚生労働省）より通知がありますが、通知の発出から必要書類の提出期限まで 2 週間程度しかありませんので、当交付金の活用をご検討の事業者は、早めに高齢者福祉課へご相談ください。

12.身体拘束の廃止について（地・総）

厚生労働省は、『身体拘束ゼロへの手引き』をまとめるなど、身体拘束ゼロへ向けた取組を行っています。
事業所においても、前述の手引きなどを参考に、職員研修や運営推進会議等で意見を出し合い、共有する機会を作っていただくようお願いいたします。

●身体拘束廃止未実施減算
平成 30 年 4 月から以下の「身体的拘束等の適正化のための措置」を講ずることが義務付けられました。これらが実施されない場合には、令和６年４月１日から「身体拘束廃止未実施減算」の適用が開始となりました。

適用となれば、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算されます。

➢ 身体的拘束等の適正化のための措置

① 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
② 身体的拘束等の適正化のための委員会を３か月に１回以上開催し、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
④ 介護職員その他授業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上実施すること。

13.虐待の発生又はその再発を防止するための措置について（地・総）

厚生労働省は、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』をまとめるなど、高齢者虐待防止のための取組を行っています。

事業所においても、前述のマニュアルなどを参考に、職員研修や運営推進会議等で意見を出し合い、共有する機会を作っていただくようお願いいたします。

● 高齢者虐待防止措置未実施減算

令和３年度の介護報酬改定により、以下の「虐待の発生又はその再発を防止するための措置」を講ずることが義務付けられました。（運営規程に定めることも含む）これらが実施されない場合には、令和６年４月１日から「高齢者虐待防止措置未実施減算」の適用が開始となりました。

適用となれば、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算されます。

➢ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ること。
② 虐待の防止のための指針を整備すること。
③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を１年に２回以上実施すること。
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

14.業務継続計画未策定減算の導入について（地・総）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合等、以下のような基準を満たさない場合、令和６年４月１日から「業務継続計画未実施減算」の適用が開始となりました。

適用となれば、基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までについて、入所者全員について所定単位数から減算されます。（令和７年３月31日まで経過措置有）

- 業務継続計画未策定減算算定要件

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定すること。

② 当該業務継続計画に従い必要な措置（周知及び見直し・研修・訓練）を講ずること。

15.介護職員定着支援補助金（介護版なりた手当）について（地・総）

毎年10月１日から事業所で、中心的役割を担う介護職員を支援するため、就業年数に応じて介護職員定着支援補助金（介護版なりた手当）を支給しています。以下の支給要件を満たす方は、成田市役所高齢者福祉課へ申請してください。

- 支給要件
  - ✓ 主に身体の介助に従事する介護職員として、基準日（10月１日）において、同一法人が運営する市内の介護サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の事業所、また、介護保険制度の適用を受けない高齢者施設、障がい福祉サービス事業所を除きます。）での就業年数が１年、３年、６年又は９年であること。
  - ✓ 常勤の正規職員として直接雇用されており、かつ、申請日において就業していること。
  - ✓ 市税を滞納していないこと。